

訪問による「買い取り」にもクーリング・オフ！

高齢者などの自宅を訪ね、貴金属などを強引に安く買い取るトラブルが多く発生しました。このことから法律（特定商取引法）が改正されました。（平成25年2月21日施行）

【事例】

不要な着物を買っていると電話があった。処分してもよい着物があったので来訪を承諾した。買い取り業者に貴金属も鑑定するといわれ、強引に指輪をはずされた。怖くて、言われるままに手持ちのネックレスや指輪も見せた。業者は、数千円を置いて指輪などを持って行った。高価な品物なので返してほしい。

<改正のポイント>

○クーリング・オフが可能に

訪問により消費者が物品を買って取ってもらう契約をした場合、8日間は契約解除できます。

○クーリング・オフ期間中は物品を引き渡さなくてもよい

売主（消費者）は、買い取り業者に物品を渡すか否かをゆっくり考える時間が取れます。

○契約書面が必要に

買い取り者の会社名や氏名、買い取り商品名、買い取り価格、クーリング・オフに関するなどが書かれた書面を受け取りましょう。

注意

自動車、大型家電、家具、書籍、有価証券、CD・DVDソフトなどは法律の対象になりません。

※法律の改正についての詳細は、消費者庁ホームページの「特定商取引法」関連をご参照ください。【消費者庁ホーム>取引対策課 「特定商取引に関する法律の一部を改正する法律」】